

經濟論叢

第七十三卷 第四號

資本主義の基本矛盾の展開と

資本の蓄積……………吉村達次 (1)

比較靜學と眞正動學……………今川正 (21)

日本鐵鋼業の成立と原料問題……………難波平太郎 (38)

公有林野統一整理に關する一考察……………關鶴 順也嶺 (52)

[昭和二十九年四月]

京都大學經濟學會

公有林野統一整理に關する一考察

— 京都府與謝郡筒川村の場合 —

關 順 也
鶴 嶋 雪 嶺

公有林野統一整理事業は、明治になつて行われた林業政策のダメ押しの一石ともいえよう。

當時、當面の急務とされた資本主義の育成には、廉價な木材の確保は、不可缺の前提である。これに對する政府の林業政策は、まず國有・御料林から着手された。そして明治三十年代には、國有・御料林ともにその經營の基盤をつくりあげ、急テンポで増大する木材需要に即應する態勢をとつていた。一方私有林野においても、官有地拂下げ等の政策や明治中期の「恐慌」による集中過程を経て、日露戰爭前後より造林熱は上昇していた。殘された所は、當時まだ林野の龐大な面積を占めていた部落有林野である。しかもこの部落有林野は、明治二十三年の町村制施行によつて複雑な立場に立たされていたものである。こ

のようにして、公有林野統一整理事業は、開始された。

公有林野開發—造林と、町村基本財産の確立—部落割據の打破というそのスローガンにこそ、明治政府の面目躍如たるものがみられよう。

然しながら、この部落有林野とは、封建社會において、貢租負擔に對する安全瓣の役割を果した入會地、村持山の唯名稱が變つたものにすぎない。地租改正の過程をつうじて生長してきた半封建的地主制は、明治三十年代、日本資本主義の確立過程に對應して確立されていたのである。高率な地租と小作料は、昔ながらの重墜を勤勞農民に與え、しかも未だ、商品經濟の農村への侵入は微々たるものであつた。入會地は、まだその存在理由を失つてはいなかつたのである。公有林野統一整理事業が、

當初の無償無條件統一の方針を放棄して、鹽頭蛇尾に終つたかのようにみえるのも、決して理由のないことではない。むしろ公有林野統一整理事業のたどつた字余曲折の中にこそ、資本主義の育成と封建的土地所有の維持とがからみあつた當時の林業政策の本質が看取されるのではなからうか。

本稿は、山岡教授指導のもとに行われた京都府下一農村の實態調査から公有林野統一整理にあつて、その村がどのような社會的・經濟的段階にあつたのかについてまとめたものである。ただし、この村の公有林野統一整理がどのような一般性と特殊性を我國における公有林野統一整理事業の全般に對して持つてゐるかということは、今後に残された課題である。

一

京都府與謝郡筒川村は、京都府の北端與謝半島の中に位する。明治二十三年町村制施行の際に、現在の大字野村（小字吉谷・田坪・寺領・藪池・河來見・朴丸・野村本村よりなる）、本坂・菅野（越山・瀧根・湯の山・成る・菅野本村・福之内・足谷よりなる）の三村が合併して出來た村である。村の中央を貫流する筒川及びその支流沿いに僅に耕地がひらけている外は、全く山におおわれており、部落間の連絡も不便である。國鐵との連絡も、村の南西端を過ぎつて午前と午後各一回往復するバスに一時間余もゆられて、宮津附近ではじめて可能になる。全世帯數三三五

公有林野統一整理に關する一考察

一の中、農業に従事するもの三七で、村は全く農業に依存しているが、そこには未だに火入、焼畑の慣習がみられる。また

第1表 農地改革直前の貸付地經營耕地面積別戸數

耕地面積	3反未滿	3~5反	5~10反	10~15反	15~20反	計
農家數	29	37	191	66	3	326
貸付面積	4	4.3	8.3	2.7		19.3
貸付耕地の面積	19	31	161	51	3	265
2反未滿	2	3	18	11		34
2~5	5	2	7	1		15
5~10	2		4	3		9
10~20	1					1
20~50		1	1			2

備考 1947年. 8. 1. センサスによる

第2表 經營農用地面積別經營耕地面積別農家数

經營農用地面積別	總數	3反未満	3~6反	5~10反	10~15反	15~20反
總數	329	25	28	188	84	4
3反未満	20	20				
3~5反	19	5	14			
5~10反	163		12	151		
10~15反	111		2	36	73	
15~20反	14				11	3
20~30反	2			1		1

備考 1950年センサスによる

農民分化が未熟であることは、第一、第二表がその一端を物語つていよう。

二

公有林野統一整理の意義を考察するには、その背景として、徳川封建社會において村持山の果した役割が、維新以後どのようになつて来たのか、或はまた變らずに維持されて来たのかという事を明らかにして置かなければならない。

さて、近世における筒川地域は、前期には野村・本坂村・菅野村とも同一の領主のもとにあつて、京極、永井、阿部、奥平と頻繁な交替をみたが、享保二年以後、野村、本坂村は公領代官支配、菅野村は私領青山氏、寛政九年からは本莊氏の領地として明治に至つてゐる。こうした領主の變遷が、村の境界殊に山境の決定や争論に大きい影響を與へてゐることは、後にみる通りである。

領主直轄の御立山はここでは皆無であり、山林取締も、各村共、村中合せで一人づつ置いていた番人があるだけであつた。村民の燃料、肥草等の採取にまかされてた村持山についてみよう。

近世初期には、戸數および耕地に比較して未開林野が豊富たつたと思われ、木地師の定着がみられる。従つて、此の頃の山論は、自給食料のための新田畑(焼畑が多い)を開墾するのに適した土地の争奪をめぐつて展開されている。

元祿寛永年間に度々くりかえされた野村と隣村野間村との

「大鼓ヶ嶽すそ廻り」をめぐる山論はその一例である。「た
いこがだけすそ廻り、先年野間村と論山之内、山論將明迄は
新田新畑一切開不申様こと兼而被仰付承届ケ申候、然れ共近
年壹年作くなかわらにかわあげもの少々有之(後略)」は元
祿八年野村庄盛に對して、野村與筋とみられる才兵衛以下九
名が提出した一札である。また、寶永二年野間村から代官所
に提出した「乍恐御披露申上候口上」によると、「野間村大
鼓ヶ嶽大段と申所古來炭焼仕阿部對馬守様御代十九年以前新
畑仕度と御願申上候所に被仰付則打開御年貢米年々御上納江
申場所に發作致肥し等仕候處に當春野村木地掘源左衛門其外
二三人茂つれ參り理不盡に鐵を入れ其上に元桶打ぬき鐵四丁
迄引取りちおり(後略)」と訴えてゐる。

近世中期になると、入會野山に薪炭材料が少くなり、「持林」
が區分されるようになったと思われ、持林は時代が下るに従
つて僅かながら増大し、他方、草肥農業の進展とともに肥草の
需要も増加したため、肥草、柴等を遠く村境にまで求めていく
こととなつた。従つて、野山境界をめぐる争論も、いたる所で
激烈な形で展開された。

(1) 持林に關しては、次のようなものがみられる。

「乍恐以書付申上候御事

一、今度御用薪四百五拾束八月が霜月迄ニ段々宮津江持
届ケ上納仕様にと被爲仰付奉承知仕候御事

公有林野統一整理に關する一考察

一、當村之義大鼓ヶ嶽と申す奥山御座候ニ付こり出候勝
手も能可有御座候ト被思召被仰付候様ニ奉存候 然レ共大
鼓ヶ嶽者先前方段々木地掘炭焼共伐荒シ而只今ニ而者
用之薪木ニ可仕様成木ハ野村分之山ニ者無御座候 尤持林
ニ而こり出上納可仕候へ共演出シ又ハ船賃彼是難用懸申候
へ者宮津ニ而買納ニ仕候ヨリ大分高値ニ罷成候ニ付去年高
割ニ被仰仕候御薪も吉永組中並ニ宮津ニ而買納ニ仕候 右
之わけに御座候間 當村斗り江被仰仕候而者大分困窮ニ罷
成迷惑ニ奉存候(後略)」

これは千年七月野村庄屋七郎右衛門、本坂村年寄平左衛
門等から役人に願出たものである。また寶曆九年本坂村明
細帳によると「百姓身分山五ヶ所」その場所は「家の向」等
とあり家居や田畑に近いと思われる。然し持林の面積は明
治に至るまで村持入會山の面積に比べれば極く僅かなもの
であつた。

(2) 野村・菅野兩村の各枝郷は、その成立事情も異なつてい
たので、夫々に野山を利用してきた。そして、野山利用の
範圍が擴大されるにつれて複雑な枝郷間の入會慣行が生じ、
時には争論になつた。天保七年の野村枝郷河來見と藪池と
の入會争論はその一例である。

そこでは「異佐郡野村野山之内字おて山分同村枝郷川來
見並ニ同所藪池之もの共前々より薪肥草株等刈取り 刈畑

第七十三卷 二六五 第四號 五五

等茂有之双方立入り候處近來藪池ノ相障り既ニ當四月川來見之もの共刈取候草 藪池之もの共押取其上宇大なる野山林江者川來見之もの共も一切爲立入不申 藪池村分同藪ニ仕迷惑致候」と川來見より訴願し、藪池側では「近來川來見より十分ニ相働キ藪池之迷惑ニ相成義おも不厭難澁仕候」というのが申分であつた。代官所では「家數と働力ニ茂多少可有之 元來一村野山ニ而枝郷之もの共前々々立入候儀ニ付相互ニ差支ニ不相成様之心得を以神妙ニ入會ひ大なる野山林も藪池持分ニ者無之候得共 川來見よりハ手諒ニ而勝手不宜候間立入不申候而も川來見之差支ニ者無御座」として川來見持分ニ對する入會を認めている。

同村の枝郷間の場合はまだ簡單であつた。村がちがい、その領主が異るとなると、事は一層紛糾する。天明三年本庄谷三ヶ村と野村との山論においては、「元來本庄村三ヶ村之儀ハ新肥草取候山無ク……寛永五股年野村山長延蒲入山合三ヶ村共御請山ニ仕度殿御願申上候處願之通御請山ニ被仰付刈谷御運上米六石御上納仕候様被仰御請申上候 其後京極丹後守様御代寛文四股年増御運上米四石被仰付是又無據御請申上都合拾石……年々御上納仕御請山ニ而薪肥草等取來り候御儀ニ御座候」といつて、それにもかかわらず野村の者が當年になつて理不盡に妨害したと訴えているのに對し、野村側では「本庄上村ノ肥草取當村へ入込候差留

候儀先規方御請山に而入來趣申上候得共金以左様之儀ハ申傳ニ茂不承近年壹兩年少々宛入込候得共組合之儀ニ候得ハ急度指留メ茂不仕候處當年ハ大人數半等混入込候處差留候ニ差留向後入込不申様被爲仰付下候様奉願上候」としている。また天保十三年定番抗七十四本を打込んで落着した野村枝郷吉谷と菅野村枝郷足谷との村境の争は、その訴訟費のために足谷では七戸が夜逃したと傳えられて居り、「高九拾三石六斗二升四合吉谷分惣高辻」を銀拾七貫目で、山林を銀壹貫八拾日で本庄上ヶ村の庄屋に質入して居る安政二年の吉谷の質地證文が残つているのもこの費用のためと思われる。文政元年本坂村と菅野村との入會野山争論は、田畑を破壊し、堰水を差留めるまでになつたものである。

ところで、近世の村の構造を、比較的資料の残つている本坂村について簡單にみておこう。寶曆八年知足院宗門帳には次のように記入されている。

名	持高	家族男	女	計	牛
仁右衛門	一〇・三	四	二	七	一疋
次左衛門	三・〇三二	二	二	五	
加兵衛	三・〇〇〇	四	二	六	
清兵衛	三・八〇〇	四	四	八	
孫右衛門	三・七〇〇	三	二	五	
平	三・八〇〇	三	三	六	

彦七 水吞平七地借 一 三 四
 平右衛門衛 一・〇五〇 三 一 四 一疋
 庄 兵衛 一・〇〇〇 三 四 七 一疋
 久左衛門 三・八〇〇 三 三 六 一疋
 久右衛門 水吞久左衛門地借 二 一 三
 源兵衛 水吞庄兵衛地借 四 一 五
 市助 水吞仁右衛門地借 二 一 三
 興兵衛 水吞加兵衛地借 一 三 四

すなわち、そこには本百姓と水吞地借という關係がみられる。その小作料はどのようによつていたのか。翌九年の本坂村明細帳は次の如く傳えている。

	穀物値段	小作おろし	石 盛
上 田	銀五五匁	一・一〇〇	一・六五
中 田		一・〇〇五	一・三五
下 田		〇・九〇	一・〇四
下下田		〇・六〇	〇・六八三
上 畑		〇・四〇	〇・六九六
中 畑		〇・三〇	〇・三四八
下 畑		二〇 <small>小作おろしはなし</small>	〇・二三九
下々畑		一〇 <small>小作おろしはなし</small>	〇・一三八

本坂村明細帳は更に詳しく當時の農業の状況を傳えており、稻の外に、から麥、大豆、小豆、粟、稗、蕎麥、黍、大根の畑作

公有林野統一整理に關する一考察

が行われていたことが知られる。肥料は、田では一反當り「刈草八十束、銀十五匁斗りの味ごえ」となつており、畑では刈草のみで「銀目の味ごえ」は使用していない。肥料の刈草に依存することの大きいことが知られる。糞糞は少々は行われたが家計の助けになる程ではなく、男は余暇に薪、藎等を取り、又は繩藎等を作つて賣稼ぎをし、女は九月より宮津地廻りへ「稻こき奉公」又は町方奉公に出ていくのを常とした。

このような状態のなかで、村々の組織は村役人および惣百姓よりなり、決議機關として百姓寄合があつた。これら村役人および百姓寄合は、村に關する一切のことを取扱ひ、或は協議した。この村役人が一面において「上の口眞似」をする村統治者たる性質を有するとともに、他面生活協同體としての村を代表する世話役たる性質を兼ねていたことは、この時代の村一般についていわれるものと何等異るところはない。

明治二十年八月の興謝郡菅野村外三ヶ村沿革取調によれば、村役人には、私領の菅野村では庄屋一、組頭三、百姓代一人があり公領の野村、本坂村ではともに庄屋一、年寄三、百姓代一人があつた。村役人は村方互選或は惣百姓の入札で選ばれ、庄屋には年に米十二俵、年寄には三俵が與えられていた。百姓寄合には長百姓寄合(但し私領分、公領でこれに相當するものは大寄合)、臨時寄合、村役人寄合の種類があつた。最後に徳川封建社會においては、領主と農民との關係が基本

的なものであり、一切が貢租の確保を中心に組立てられているが、村持山への課税はどのようになつていたのか。

まづ、村持山への課税は、小物成の様式をとつて居た。小物成は豫方收益に課せられていて、時代によつて種類の變遷がみられる。また額においても正租と比較して遙に低い。すなわち小物成は、田畑に課せられる本塗物成が基本的課税であるのに對して、補助的課税であつたことをうかがわせ、村持山は、封建的所有地に附屬した補助的なものとみられていたと思われる。

(1) 小物成の種類は、例えば本坂村についてみれば、貞享元年の年貢免定には「本地挽轆轤運上米、山手薪運上米」がみられたのが、同年の年貢免定では夫代・稻木運上、糠藁代等が増加し、寶曆九年本坂村明細帳では本地挽轆轤運上がなくなつてゐる。

(2) 小物成の額を維新直前の状態を記したと思われる。明治二十年菅野村三ヶ村浩亭取調調書についてみれば、正租が

菅野村 五六六・七三二 草高に五ツ三分壹厘七毛
草石 高 取箇ノ決メ方

本坂村 八三・〇九八 田免高に四ツ五分五厘
野村 五九三・五九八 畑〃 五〇〇二厘一毛
であるのに對し、小物成は

山畑見取米壹斗二升五合 錢壹貫百文稻木運上 錢六貫六

百貳拾貳文糠藁運上

但菅野村分私領

山畑見取米貳升 米五升御傳馬宿入用米七合六尺給 米九斗五升五合夫米 銀貳匁八分稻木運上 銀拾貳匁四分六厘御藏前入用 銀拾貳匁五分五厘壹毛糠藁運上

但本坂村分公領

山畑見取米壹斗三升 米六斗四升山役銀九匁二分稻木運上 米七石壹斗貳升三合夫米・米三斗五升七合御傳馬宿入用 米四合六尺給米 銀八拾九匁三分五厘御藏前入用 銀七拾七匁三厘八毛糠藁運上

但野村分公領

となつてゐる。

以上、近世について一瞥した。次にはこの近世の山野や村の性格の、維新以後公有林野統一整理までに生じた變化を見なくてはならない。まづ、維新土地改革の二側面、地租改正と官民有區分について、官民有地區分の方からみてゆこう。箇川地域の土地は、當然すべて民有地となつたが、近世後期以來漸増してきた山林仕立が私有林としてその所有を確認され、殘る山野が部落有林野(公有)として維持されることになつた。そこで、私有山の大部分は山林であり、公有山は草山、燒畑等が主であつた。

例えば野村枝郷田坪の明治八年改租調帳によれば、公有十

六町七反は全部草山及び焼畑であり、私有八町四反は全部山林である。

地租改正の方はどうか。その新舊反別を比較すれば、第三表の通りとなる。かくて、課税反別は二倍半に増加し、地租金も藩政時代の貢租に比較して決して軽いものでなかつた。各村共に收獲等級の引下を請願しているが、結局泣寝入に終つてゐる。

第3表 地租改正による新反別と舊反別との比較

		田	畑	計	戸数
野村	舊反別	368,020	306,129	674,219	190戸
	新反別	952,100	682,825	1,634,925	
	倍率%	2.6	2.2	2.4	
菅野村	舊反別	280,604	269,219	549,823	180戸
	新反別	702,215	822,408	1,524,623	
	倍率%	2.5	3.1	2.8	
本坂村	舊反別	75,113	31,601	103,712	21戸
	東反別	195,528	67,711	263,229	
	倍率%	2.6	2.1	2.4	

備考 明治九年 戸長 品川萬右衛門「控記」より

公有林野統一整理に関する一考察

第4表 明治45年の小作料の状況

		契約上ノ小作料		實收小作料(5ヶ年平均)		生産費(5ヶ年平均)		實收小作料ノ生産費ニ對スル割合%
		種類	數量	種類	數量	種類	數量	
一毛作田	上	米	石 1,200	米	石 1,140	米	石 2,000	57.0%
	中	"	0,800	"	,760	"	1,800	58.5
	下	"	0,300	"	,285	"	,800	35.6
二毛作田	上	"	1,300	"	1,235	"	2,100	58.8
	中	"	0,950	"	,910	"	1,400	65.0
	下	"	0,700	"	,670	"	1,100	60.9
畑	上	"	0,500	"	,500	"	,900	55.6
	中	"	0,800	"	,300	"	,600	50.0
	下	"	0,060	"	,060	"	,280	21.4

この高率な地租が、封建的な現物地代の取得を確保する役割を果たし他面では現金取得のための農家副業を増大させた。³⁾

(1) 地租改正による地租金の負擔を本坂村についてみると、反田別一九町その收穫米一五六石、畑反別五町余收穫三十石とし、舊村高八三石に比して約二倍の増加となつてゐる。従つて地租金二五四圓は米五六石斗(一石四圓五十錢として)

にあたり藩政時代の賃租の負擔より遙に重いことが知られる。
 (2) 地租改正後も封建的な現物地代が引續き行われたことはその後の小作慣行が證明する。明治四十五年小作慣行調査書によつて、一反當りの小作料割合をみると第四表の通りで、實收の五割以上になつてゐることが多い。この高額が何を標準にしたかについては、大正十一年小作慣行調査は次の如くのとてゐる。

「明治八年地租改正ノ際政府ヨリ定メラレタル收穫米ヲ基準トシテ之ニ對シ最高一割五分ノ引方ヲ標準トシ地主小作間ニ於テ協定シ極メタルモノナリ即チ其算出方法左ノ如シ。

田ノ等級	反別	(明治八年台帳) 上ノ收穫高)	一割五分	小作料
四	一反歩	一・五二〇	石	・二二六八
七	"	一・四二九五	石	・二二四四
一〇	"	・八一九一	石	・二二二八
				・六九六三

特例

定免ト稱シテ八分作迄ハ免引セザルノ條件ヲ以テ普通ノ小作料ヨリ約一割低ク定メタルモノアリ」

これをさきへのべた徳川時代の小作おろしとあわせ考へるならば地租改正ひいては明治維新そのものの意義が、徳川封建制下にすでに存在した寄生地主の法認、確立にあることがうかがえよう。

(3) 農家副業の發達の跡をたどらう。明治七年本坂村主要産物は、米一六二石、大麥二五石、生糸八貫五百匁、楮質二七〇貫、薪八二〇貫、牛は十二頭飼育し六頭の犢を得ている。また、菅野村明治十六年の主要産物は米四九〇石、麥九八石、生糸(手繰り)二二貫四〇〇、楮質六、四〇〇貫、牛は牝一〇二頭牡二八頭である。野村に

米	2413石	26,548円	栗	209石	1254円
繭	4220貫	16,500	木材	1000R尺	1800
製糸 (原料費を除き)	6,000		大豆	153石	948
薪	65000貫	4,550	桑苗	67,000本	804
牛	165頭	3,800	炭	16,000×	800
大麥	424石	2,333	楮ノ實	9,900×	792
稻藁	167 400貫	2,511			

いて資料がなく明らかではないが、すでに各村その程度に若干の相違はあるにしても、相當農家副業に依存するようになっていたのである。

更に明治三十六年「村治一斑」により筒川村の主要産物をあげれば

現金取得の途として養蠶製糸が最大のものになつてゐるのは注目すべきである。養蠶業が農家副業としていかに大きい役割を果したかについては、總戸數三八〇戸中で養蠶を飼育した農家が三二〇戸余(八割強)になつてゐることからもうかがわれる。明治二十年代

から組合製糸が行われ養蠶農家は専らこれに關係していたが大正初年に破算した。

農家副業特に養蠶業の進展は、農耕にもそれに應じた變化をもたらしした。すなわち、畑は大部分を桑畑とし、堆肥にするための夏草刈の事はすたれ、金肥の採用も比較的早くから行われた。また、桑畑小作が生じ、田畑共に一部では代金納小作料も行われてきた。明治四十五年小作地面積は、田二八町(一五%)、畑二〇町(一四%)であつて、畑小作は、明治前期に比して著しく増加し、その大部分が桑畑である。この副業の發達は、農耕の變化とともに、山林の發達にも影響を與えずには置かない。養蠶業の發達は夏草刈をすたせたと、同時に用材及び薪炭の需要を増加させた。このことについて村治一班は「雜木ハ從來自家の薪トナスノ外ハ他ニ賣却セントスルモ交通ノ便惡クシテ收支償ハザルヲ以テ賣出ナカリシガ明治二十七八年ヨリ養蠶ノ擴張三十四年ヨリ製糸場ノ燃料トシテ薪炭ヲ供給ノタメ收益アルニ到リ以テ大ニ雜木林ノ價値ヲ高メ森林業ノ發達ヲ促スニ至レリ」と記している。尙、其他の用材については「木材ノ内松杉檜ハ皆村内ニテ消費シ、近年ハ尙需要(供給の誤?)不足ヲ告ゲ他村ヨリ輸入ノ狀況ナリト雖モ擇ハ他へ輸出ス而シテ山出シハ皆人力ヲ以テシ他へ輸出スルハ概ネ荷車ニヨラントスルモ路面惡シキタメ巨材或ヒハ一本筏トシテ川流シトナシ本庄濱ニ出スモアリ」と記している。

公有林野統一整理に關する一考察

要するに、明治後期には養蠶業製糸業を中心として農家經營が轉換し、入會採草山の經濟的意義は幾分か輕くなつたが、用材商品化の途はまだ狭く、また直ちに商品として伐採しうる用材にも乏しかつたといえよう。

このような中で村當局の植林奨励はどのようになされていたのか。その前に村行政機關の維新以後の變遷に一瞥しておく必要がある。

明治二十年の眞謝郡萱野村外三ヶ村沿革取調書は、「役場區域沿革」として「明治七年迄前々庄屋支配明治八年區域制度ヲ立ラレ十二大區一ノ小區トナル、明治九年六萬部村ニ戸長ヲ置カル明治十年ヨリ同十四年迄菅野村ニ連合戸長ヲ置カル、同年十二月一村戸長トナル 明治十七年菅野村日ヶ谷村野村本坂村連合戸長役場ヲ設置セラル」と述べている。ここに記された年次には疑問が残るが、とにかくこのような過程を経た後、明治二十三年町村制施行によつて菅野村・本坂村・野村が合併して現在の筒川村になつたのである。そして、植林奨励の主なものとしては

- 明治二五―二六年——杉檜無代配布
- 明治二八年——山林栽植補助規程
- 同 三〇年——部落有林中に松樹禁伐區の設定
- 同 三二年——山城、丹波各郡へ山林狀況視察員の派遣

公有林野統一整理に關する一考察

同 三六年 — 部落有林中に薪炭材禁伐區域の設定
 同 三七年 — 造林條例議決

かくして、公有林統一整理事業への動きが始まる直前、明治三十六年の山林狀況をみると第五表の通りである。尙この外に

第5表 公私有別山林種類

樹種別	杉		檜		松		樺		栗		共喬		他木		雑林		竹林		計	
	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反
私有林	165	55	320	54	20	0	0	0	0	0	500	600	2400	4	0	25	0	0	1739	3784
部落有林	104	20	460	0	0	0	0	0	0	0	800	2400	4	0	0	0	0	0	9	9
社寺有林	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	272	76	780	55	20	0	0	0	0	0	1304	8300	25	0	0	25	0	0	5532	5532

公有山林中に三種を植付けたもの一二町歩、公有地無立木地芝草山等二百余町歩があつて造林の見込があると記されている。

このような中で、各部落に、徳川封建制下で行われたしきたりや尙多く維持されていたことはむしろ當然である。例えば大字菅野村龍根の大正九年の「規約帳」には、次のように記されている。

まず部落戸數二八戸の「組分け」には

第一組 福藏 龜吉 萬吉 庄入

友吉

第二組 春藏 吉藏 松藏 紋藏

徳太郎

と五人組の形態がそのまま持續されているのが見られる。

第七十三卷 二七二 第四號 六一

次に、「規約」の中には、
 十四條 鷄ハ壹戸四羽ト定メヒヨコハサク飼スル事
 十五條 草刈ノ件

草刈ハ時期ニ應ジ區長フレ出シ尙不正ヲ働ク者ハ風説ニ依リ所分スルモノトス 但シ査回金五十錢トス
 すなわち、生産部面にまでおおよぼ強制さえも、部落寄合で定められていたのである。部落有山野に對する強制の強さはここから充分に想像される。

三

筒川村で「林野統一議定書」が議定されたのは大正十三年である。封建的な高率小作料、作付強制の片鱗を示す部落規約が行われ、部落寄合が村民の生活を規制する中で、部落入會地の草に對する農家經濟の依存が未だ小さくなかつたこともこの部落規約が物語っている。造林と部落劃據の打破というスローガンをかかげた公有林野統一が完全に行われうる條件にはなお程遠いものがあつた。

筒川村における公有林野統一整理への動きは、明治四十二年に村長が部落有林野統一を目的として、私有林の整理、入會關係地の調査等を實施したのにはじまる。其の後、歴代村長もその統一實現に努めたが、實施するまでにはいたらなかつた。この統一への動きは、部落有林を個人に分割する傾向を進めてき

たが、大正十二年に至つて、府當局の勸奨により強力に部落民の協議を重ね、翌十三年、再び府當局の斡旋があつて、漸く「林野統一議定書」を議定することが出来た。議論の決してなかつた主要な原因は、各部落の所有する林野面積に多寡があり、多く所有する部落は、無條件に統一されることに反対したからである。また、統一實現の大きなモメントには、統一済町村林にのみ恩恵を興えて整理統一を促進しようとした政府の方針と、この方針に沿つて努力した府當局の勸奨があつた。

(1) 統一の動きの中で、部落有林を個人に分割することが

第6表 統一前各部落の部落有林野所有状況

大字 部落別	戸 口		部落有林及山林			部落有以外の林野		A 部落有(A+B) の比重%	
	總戸數	入會戸數	畑 地	山林原野	計(A)	山 林 原 野	計(B)		
本 坂	35	22	1,808	166,019	166,827	139,729	147,508	53	
菅 野	165	160	200,000	1857,719	2,057,719	872,605	1,279,226	1,000,601	67
野 村	165	160	277,500	2,001,604	2,279,104	857,424	94,226	951,720	70
計	365	342	478,308	4,025,412	4,503,720	1,869,828	230,001	2,099,829	68

進められたことは我國全般に於てみられることであるが、筒川においても、各部落とも官民有區分後最初の山林分割がこの間に行われている。

(2) 第六表をみられたい。

(3) 公有林野の統一整理に對して、政府は當初無償無條件統一を期待したが、後には適度の分割や地上権の設定等を許し、他方公有林野造林獎勵金の交付、公有林野官行造林制度の制定等、統一済町村林にのみ恩恵を興えて、統一整理事業の促進をはかつた。このことは、全國的な整理統一事業の進捗に極めて鋭敏に反映している。有償統一の條件付統一は公有林野造林獎勵規則公布の翌年大正四年から増大傾向が顯著になり、更に統一條件緩和の方針がとられた大正八年以後益々増大した。また、統一が最も進捗したのは、公有林野官行造林法の施行によつて拍車をかけられた大正一〇一二年である。

川村公有林統一協定書より、この統一の内容を示す條文を拾つてみよう。

二條、部落民に於て生活上必須と認めべき薪炭並業草採集及牧場ノ爲メ區域ヲ定メ貸付ヲ受タルコトヲ得ルモノトス
三條、表面上部落有林ニシテ事實上神社寺院若クハ一部團體或ハ個人有ニ相違ナキモノハ既得權ヲ尊重シ無償又ハ有償

ニテ處分スルモノトス

四條、部落有林野中個人又ハ團體ト造林契約ヲナセルモノハ一伐期ヲ限リ從來ノ契約ヲ尊重シ最長期間ヲ附シ使用權ヲ得セシムルモノトス

五、部落有地ニシテ特別ノ習慣若クハ深キ緣故ニ依リ既ニ個人ニ於テ開墾植栽等ナシ永久使用ノ權利ヲ取得セル如キ麥ヲ有スルモノハ關係部落ノ意見ヲ聽取シタル上有價又ハ無價ニテ處分スルモノトス

八、直營地中一團地見込面積百町以上ノモノニ對シテハ官

第7表

公有林野統一の際離權および統一した林野

部落別	離權處分した地		統一した地	
	畑	山林	畑	山林
本坂	反 8,808	反 16,116	0	反 149,903
菅野	170,000	93,317	30,000	1764,402
野村	277,500	323,609	0	1677,925
計	448,308	433,102	30,000	3592,300

行造林ノ方法ニ依リ造林ヲ爲シ

(後略)

十六、公有林野中統一以前ニナシタル人工造林及天然造林ハ伐期ニ達スル迄該關係者ニ地上權ヲ與ヘ伐採期ニ於ケル收益分配ハ村十分ノ一該森林者十分ノ九ヲ

第8表 村有地の區分(部落別)

	貸付地	官行造林	村營地 直營地	計
本坂	反 88,117 (365,800)	0	51,001	139,118
菅野	1563,202 (2957,900)	反 580,114	171,300	2314,616
野村	1365,217 (4714,900)	277,112	91,425	1733,924
計	3016,606 (8088,600)	857,226 (1294,500)	863,726 (570,100)	4237,624 (9903,200)

() は實測又は見積面積

このようにして少くとも名義上村有になつた林野も、その後の管理、利用をみる時、

分收スルモノトシ伐期後ハ直營地ニ歸屬セシムルモノトス
廿三、統一地ヲ從來ヨリ異リタル目的ニ使用若ハ管理セントスル場合ハ地方部落ノ意思ヲ尊重シテ協議ノ上之ヲ定ム
ところでの協定によつて分割された土地は第七表の通りであつて、部落有焼畑の大部分と、山林原野四十三町三反が私有地に切換えられたわけである。次に貸付と直營地は第八表の如くであつて、かつて一部落入會慣行であつた所はそのままその部落に貸付地として繼續され、直營地は主として數ヶ部落入會の山野があてられたことが知られる。

公有林野統一が全く名目的な村有林設定にすぎなかつたことがしられる。

まず直營地についてみれば、その大部分に、公有林野統一を實現させる動機になつた官行造林が行われた。すなわち、昭和四年—九年にわたり、台帳面積百二十町歩の直營地のうち、八十五町歩にたいして、杉、檜、松が植栽された。そして昭和三九—七三年に伐採する豫定になつてゐる。數ヶ部落の入會は、確に整理された。然し、官行造林を行つた所は、山頂に近い潮風を強く受ける所で林木の生育は極めて悪く、村基本財産という點からは價值は小さいと思われる。次に、貸付地においては、その管理利用に關する一切が部落寄合で處理され、部落有林野

の唯名目を變えたにすぎない状態にある。貸付地を從來と全く同様にまだ一括して入會管理をしてゐるもの（野村ノ各小字）、薪炭林のみは各部落民に分割して使用し柴草放牧は共同使用とするもの（本坂）、また殆んど大部分を個人に分割して私有林野と大差ない状況にあるもの（菅野の街道筋の部落）と、各部落の條件によつて管理利用の方法も様々である。特に、全貸付地を部落民に分割し、離村した後においても占有權を維持出来る菅野本村の例は、村有地ということが全く名目上にすぎない典型であり、貸付地は從來通り部落のものという考へのもとに各部落において管理利用されてゐるのである。